

## 令和5年清瀬市議会第3回定例会

### 市長提出議案

議案番号	議案名等	概 要	議 決 日 結 果
議 案 第 51 号	令和4年度清瀬市一般会計歳入歳出決算	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 37,555,643千円 2 歳出総額 35,177,224千円 3 歳入歳出差引額 2,378,419千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	9月28日 認 定
議 案 第 52 号	令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 歳入総額 8,240,349千円 2 歳出総額 8,045,566千円 3 歳入歳出差引額 194,783千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	9月28日 認 定
議 案 第 53 号	令和4年度清瀬市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算	<p>令和4年度会計に利益剰余金が生じたため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項に基づき剰余金処分に議決を得ると共に、同法第30条第4項に基づき決算を議会の認定に付すものです。</p> <p>1 収益的収支 収入 1,186,364千円 支出 1,010,473千円</p> <p>2 資本的収支 収入 813,919千円 支出 1,117,096千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 下水道課</p>	9月28日 原案可決 及 び 認 定
議 案 第 54 号	令和4年度清瀬市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。</p>	9月28日 認 定

		1 歳入総額 90,111 千円 2 歳出総額 86,194 千円 3 歳入歳出差引額 3,917 千円  所管課 道路交通課	
議案 第 55 号	令和 4 年度清瀬市介護保険特別会計歳入歳出決算	地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。  1 歳入総額 7,677,056 千円 2 歳出総額 7,297,775 千円 3 歳入歳出差引額 379,281 千円  所管課 介護保険課	9月28日 認定
議案 第 56 号	令和 4 年度清瀬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、決算を議会の認定に付すものです。  1 歳入総額 2,192,895 千円 2 歳出総額 2,165,759 千円 3 歳入歳出差引額 27,136 千円  所管課 保険年金課	9月28日 認定
議案 第 57 号	令和 5 年度清瀬市一般会計補正予算 (第 5 号)	この補正予算は、本年 10 月に実施する保育所を利用した場合の 0 歳児から 2 歳児までの第 2 子以降の保育料無償化に伴うもので、新制度に沿った適正な保育料算出に向け、システム改修費を予算化するためのものです。  主な内容 1 予算総額 (1) 現予算総額 33,924,098 千円 (2) 補正予算額 6,548 千円 (3) 補正後予算総額 33,930,646 千円  2 補正予算歳入額 6,548 千円 (1) 都支出金 1,127 千円 (保育所等利用多子世帯負担軽減事業) (2) 繰入金 5,421 千円 (県政調整基金繰入金)	9月1日 可決

		<p>3 補正予算歳出額 6,548 千円</p> <p>民生費 私立幼稚園等助成事業 5,421 千円</p> <p>内 訳</p> <p>(1) 委託料 システム業務等 5,421 千円</p> <p>(本年 10 月からの第 2 子保育料無償化に伴うシステム改修経費。対象者の抽出管理、施設等利用給付費の帳票出力等)</p> <p>民生費 市立保育園運営管理事業 1,127 千円</p> <p>内 訳</p> <p>(1) 委託料 システム業務等 1,127 千円</p> <p>(本年 10 月からの第 2 子保育料無償化に伴うシステム改修経費。対象者の抽出管理、施設等利用給付費の帳票出力等)</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
議 案 第 58 号	令和 5 年度清瀬市一般会計補正予算 (第 6 号)	<p>補正前の歳入歳出総額 33,930,646 千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 36,129,671 千円</p> <p>歳入総額 2,199,025 千円</p> <p>主なもの</p> <p>地方特例交付金 2,244 千円</p> <p>地方交付税 ▲38,743 千円</p> <p>分担金及び負担金 ▲20,142 千円</p> <p>国庫支出金 21,800 千円</p> <p>都支出金 118,136 千円</p> <p>繰入金 257,201 千円</p> <p>繰越金 1,940,640 千円</p> <p>諸収入 889 千円</p> <p>市債 ▲83,000 千円</p> <p>歳出総額 2,199,025 千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 861,273 千円</p> <p>民生費 71,465 千円</p> <p>衛生費 20,000 千円</p> <p>商工費 12,700 千円</p> <p>土木費 27,100 千円</p>	9月28日 可決

		教育費 36,666 千円 諸支出金 1,169,821 千円  財政課所管	
議案 第59号	令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 8,216,000 千円 補正後の歳入歳出総額 8,409,784 千円 歳入総額 193,784 千円 主なもの 繰越金 193,784 千円 歳出総額 193,784 千円 主なもの 諸支出金 193,784 千円  保険年金課所管	9月28日 可決
議案 第60号	令和5年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 73,000 千円 補正後の歳入歳出総額 75,918 千円 歳入総額 2,918 千円 主なもの 繰越金 2,918 千円 歳出総額 2,918 千円 主なもの 諸支出金 2,918 千円  道路交通課所管	9月28日 可決
議案 第61号	令和5年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第1号)	補正前の歳入歳出総額 7,464,000 千円 補正後の歳入歳出総額 7,857,220 千円 歳入総額 393,220 千円 主なもの 都支出金 18,762 千円 繰入金 1,177 千円 繰越金 373,281 千円 歳出総額 393,220 千円 主なもの 基金積立金 234,176 千円 諸支出金 159,044 千円  介護保険課所管	9月28日 可決

<p>議 案 第 62 号</p>	<p>令和5年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）</p>	<p>補正前の歳入歳出総額 2,253,000 千円 補正後の歳入歳出総額 2,279,137 千円 歳入総額 26,137 千円 主なもの 繰越金 26,137 千円 歳出総額 26,137 千円 主なもの 諸支出金 26,137 千円  保険年金課所管</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 63 号</p>	<p>清瀬市一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例</p>	<p>社会、経済の変革に的確に対応できる人的基盤整備に向け、市職員の新たな採用形態として「一般職の任期付職員」による採用で配置ができるよう規定を整備します。併せて同職員の給与を規定するため、新規に条例を制定するものです。  なお、一般職の任期付職員の採用制度を創始するにあたり、任期付職員に適用する給料表及び1週間における勤務時間の上限等を規定するため、清瀬市職員の給与に関する条例（昭和26年清瀬村条例第1号）、清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和29年清瀬町条例第8号）の改正を要することから、新規条例の附則において2つの条例を一括で一部改正します。  所管課 未来創造課</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 64 号</p>	<p>清瀬市役所出張所設置条例を廃止 する条例</p>	<p>マイナンバーカードの活用により、住民票の写し、印鑑登録証明書、市民税・都民税課税証明書等をコンビニ交付により取得ができるようになっていきます。また、市税等の納付については金融機関に加え、コンビニやスマホ決済などでも納付できるようにするなど、出張所の主要な業務について代替措置の拡充を図ってきました。  こうした状況に加えて本市のマイナンバーカードの交付率を踏まえ、併せて今後の行政サービスの在り方を見据える中で出張所を閉所し、デジタルサービススポットに移行するため、条例を廃止するものです。  所管課 市民課</p>	<p>9月28日 可 決</p>

<p>議 案 第 65 号</p>	<p>清瀬市印鑑条例の一部を改正する 条例</p>	<p>本年 11 月の「かんたん窓口システム」稼働により、新たに設置するタブレット端末及びマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書等が取得できるようになります。</p> <p>この事前準備として、市が指定する新たな電子計算機器を活用して印鑑登録証明書の交付申請及び取得ができるよう規定を整備をするものです。</p> <p>また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正により、コンビニ交付においてもマイナンバーカードに加え、スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンでも印鑑登録証明書等が取得できるようになります。この制度の活用に向け規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 市民課</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 66 号</p>	<p>清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の一部改正により、マンション管理計画認定制度が創設されました。</p> <p>この制度は、マンション管理計画が一定の基準を満たした場合に、適切な管理計画を持つマンションとして市が認定できる制度です。</p> <p>認定を受けると、独立行政法人住宅金融支援機構の金利の引下げ及び税制優遇を受けられる前提がつけられることとなります。</p> <p>管理計画等の認定を受けるには、市へ申請する必要があるため、これら申請行為には事務手数料を徴収する必要があるため、手数料額を新たに規定する条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 都市計画課</p>	<p>9月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 67 号</p>	<p>清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例</p>	<p>市立四小学童クラブの施設の老朽化に伴い、同クラブの施設を市立清瀬第四小学校の校舎内に移転させ、1 学童クラブを増設します。</p> <p>また、市立竹丘学童クラブは併設されている都営住宅の建て替えに伴い、施設を市立清瀬第七小学校校舎へ移転させる必要から、施設の名称及び位置を改めるため、条例の一部改正をするものです。</p>	<p>9月28日 可 決</p>

		<p>改正内容</p> <p>1 市立四小学童クラブの移転に伴う1学童クラブの増設</p> <p>(1) 現行 清瀬市立四小学童クラブ(定員60名)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 改正 清瀬市立四小第1学童クラブ(定員30名) 清瀬市立四小第2学童クラブ(定員30名)</p> <p>2 市立竹丘第1・第2学童クラブの名称及び位置を改正</p> <p>(1) 現行 清瀬市立竹丘第1学童クラブ 清瀬市立竹丘第2学童クラブ 東京都清瀬市竹丘一丁目15番11号</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 改正 清瀬市立七小第1学童クラブ 清瀬市立七小第2学童クラブ 東京都清瀬市松山三丁目1番92号</p> <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	
議案 第68号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>宅地開発行為によって公園の無償譲渡があったことから、都市公園として指定するため条例の一部を改正するものです。</p> <p>都市公園の名称等</p> <p>1 名称 清瀬市立下清戸五丁目児童遊園</p> <p>2 位置 清瀬市下清戸五丁目815番6</p> <p style="text-align: right;">所管課 水と緑と公園課</p>	9月28日 可決
議案 第69号	清瀬市有料自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	<p>秋津駅周辺における民間の自転車駐輪場の解説及び増設等により、市営秋津駅南口駐輪場の利用率は、ここ数年、低減を続けています。</p> <p>市営秋津駅南口駐輪場は、駅周辺の放置自転車対策及び駅利用者の利便を目的とした公設駐輪場としての役割が</p>	9月28日 可決

		非常に希薄になっていることから、閉鎖に向けて同駐輪場を規定から削る条例の一部改正をするものです。  所管課 道路交通課	
議案 第70号	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。  認定路線 1 清瀬市道 1372 号線 (下清戸五丁目 志木街道沿の長源寺北側) 2 清瀬市道 1373 号線 (中清戸二丁目 志木街道と市役所通り交差点北西側) 3 清瀬市道 3427 号線 (中里一丁目 中里氷川神社南側)  所管課 道路交通課	9月28日 承認
議案 第71号	清瀬市消防団第5分団消防ポンプ自動車CD-1購入取得契約	去る6月27日に清瀬市消防団第5分団消防ポンプ自動車CD-1購入取得の競争入札の開札において、落札者を選定しました。  この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年清瀬町条例第3号)第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。  主な内容 1 契約件名 清瀬市消防団第5分団消防ポンプ自動車CD-1の購入取得契約 2 契約金額 26,070千円 3 契約の相手方 東京都台東区浅草橋五丁目4番2号 ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所  所管課 総務課、防災防犯課	9月28日 可決



<p>議 案 第 72 号</p>	<p>清瀬市小型EVバス購入取得契約</p>	<p>コミュニティバスの老朽化に伴う買換に際し、環境に配慮したEVバスを採用するにあたって当該EVバス対応の充電に支障がない車種選定の必要から、随意により契約企業を選定しました。</p> <p>この動産の取得は予定価格が2千万円以上であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約件名 小型EVバスの購入取得契約</li> <li>2 契約金額 22,550 千円</li> <li>3 契約の相手方 神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地 7 ビーワイデージャーパン株式会社</li> </ol> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、道路交通課</p>	<p>9月28日 可 決</p>
-----------------------	------------------------	---	----------------------